

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷四十二第

行發日一月六年二和昭

論叢

マルクスの農業經濟觀 教授 法學博士 河田 嗣郎
 所得申告遺漏の補完方法 教授 法學博士 神戶 正雄
 國家と社會 助教授 法學士 作田 莊一

說苑

ブルゲン氏の諸社會主義評論 教授 法學博士 田島 錦治
 産業としての林業の特性 教授 法學士 平田 憲夫
 琉球の癡藩置縣 教授 法學博士 山本美越乃

雜錄

津輕藩の武士歸農策 教授 經濟學士 黒正 巖
 統計に於ける二重計算 教授 經濟學士 岡崎 文規
 銀行法と普通銀行の資本金 助教授 法學士 沙見 三郎

法令

支拂猶豫ノ件・日本銀行特別融通及損失補償法・臺灣ノ金融機關ニ對スル資金融通ニ關スル法
 律・特別融通審査會規則・商工會議所法・計理士法・保稅倉庫法中改正・保稅工場法

附錄

本誌第二十四卷總目錄

雜 錄

津輕藩の武士歸農策

黒 正 巖

緒 言

徳川幕府の確立と共に、兵農は完全に分離せられ、武士は原則として城下に聚落して何等生産活動をなす事なく、不生産的なる特権階級となりて社會を支配したのである。徳川氏を中心とする武士階級の一團は、社會が安定するや凡べての事物の固定策を講じ、徳川氏と共に天下安定の事業に参加せざりしものは、一切之を排斥して自己の團體に加入する事を禁じた。蓋し武士は武力によつて社會の安定を保持する必要ある時代に於てのみ存在の意義を有するものなるが故に、武力を要せざる平和なる時代に、闘争性を有する武士、殊にその源流を異にするものがその階級團體内に於て増加する事は、聽て

又その階級團體の破壊を惹起せしむるからである。又彼等不生産的なる特権階級者の増加は社會の生産力を壓し、遂には團體の存立を危ふする事を虞れたからである。併し乍ら武士階級が如何に排他的方策によつて團體参加者を防止せんとするも、團體内に於ける人口の増加と團體そのもの、本質の變化とは終によく之を防ぐ事が出来なかつた。武士階級が如何に變質したるかは、武士の行列に用ひられた槍が本來の意義を失つて、單に地位、階級、祿高を示す目標にすぎなくなつた事、又その外觀を徒らに美にして鎗身の鋭鈍を問はなくなつた事が、最もよく之を表徴して居ると思ふ。かくの如く武士が全く生産活動と分離し、所謂社會の上部構造に關する事柄のみに参加しつゝ、生産階級たる農民階級より誅求してその存立を維持せんとすれば、農民階級の無限なる生産力の發展を前提としなければならぬ。茲に兩階級の矛盾が發生する。武士階級が存続する限り農民階級は貧窮し、聽て又武士階級の困憊となる。徳川時代を

通じてこの兩階級の貧窮の有様は明白に現はれて居る。武士階級の經濟的困難は已に幕政初期に於て之を見出す事が出来る。學者爲政者は之が打開策につき種々の考察を遂げた。その最も著しきものは熊澤蕃山である。彼は武士階級の經濟的窮乏を救ふ爲めに農民を誅求する事を絶對に不可なりとし、武士困窮の一大原因は兵農の分離なるが故に、武士を還元して土着せしめ、自ら生産階級たらしむべきであるが、實行不可能なる所以を述べて居る。武士の困窮は漸次加速度的に増大したが、事の性質上、制度そのものを破壊せざる限りこの問題は解決せられない。而て武士の歸農はある意味に於て封建制度の否定である。之が實行に對して武士階級の反對するのは當然である。從て蕃山以來、武士階級の救済、延いては社會全般の問題の解決策として、多數の人々によつて主張せられながら、武士歸農の實行せられたるもの極めて少く、僅かに薩摩、土佐等に於て武士の一部分につきて行はれたるに止り、蕃山がその經綸を行

はんとしたる岡山藩に於ても、遂に實現せらるゝに至らなかつたのである。然るに最近手にしたる青森縣史を繙くに、津輕藩に於ては全く武士の經濟的窮乏を救済するの目的より武士の歸農土着を獎勵實行せるの記事を收載するを發見した。書中の記事は原本の一部を抄録せるものであるが、之によつて津輕藩が如何なる方法によつて武士の歸農土着政策を行ひたるかを覗ひ、延いては封建制度崩壞期に於て如何に武士階級の經濟的基礎が動搖せるかを明かにする事が出来ると思ふ。故に、青森縣史第二卷の記事によつて以下少しくその概様を述べようと思ふ。

一、歸農獎勵の發端

津輕藩は奥羽地方の雄藩であつたが、交通極めて不便にして民度甚だ低く、氣候風土の關係上農産物豊かならず、殊に頻繁に天災の襲來する所となりて、生活を壓迫する事甚だ大であつた。就中幕政中期以後は天災の害特に甚しく、農民は固より武士の困窮は次第に増加した。茲

1) 大學或問(日本經濟叢書一卷一五一頁以下)
集義外書(同叢書三三卷二三七、二五六頁)

に於て藩廳は植林治水を行ひ、牧畜を獎勵し、更に士民をして大開墾を行はしめ、以て農業生産力の發展を計り、延いては武士階級の困窮を救はんとしたのである。併し乍ら武士が原野を開拓するも、農民人口の次第に減少しつゝ、ありし當時に於ては、之を耕作せしめて收穫を擧ぐる事が出来ない。結局武士が自ら土着し、農民としてその家族の勞働を以て收穫をうるの外はなくなつた。理論は簡單であるが、當時としては、武士が額に汗し、泥土にまみれ、肥料を擔ぐが如きは、面目上耐えられぬ苦痛であつて、僅かに生計を支持しうる限りは、進んで土着し農耕に従事しようとするものはなかつた。又武士が歸農土着すれば武士の氣概を失ひ、武士階級を崩壞に導きはしないかといふ點は、當時一般の處るゝ所であつた。然るに誅求の限界に達し、生計を維持する事が出来なくなれば、武士はその厄介なる特權を放棄せざるを得なくなつた。即ち津輕藩の武士は、自ら進んで土着歸農を企つるに至つたのである。併し之は從來藩廳

すら欲しなかつたことは、天明四年十二月二十八日に發したる藩士土着の許可狀に記す所によつて推察する事が出来る。

津輕藩は、先に元文四年七月、奥州筋海岸に異國船出沒し、幕命によつて出兵して以來、海岸防備に少からぬ費用を支出したが、下つて寛政元年閏六月、蝦夷地騷擾し、幕府は津輕藩に鎮壓加勢の事を命じ、津輕藩は三千人に近き大軍を出すの止むなきに至つた。財政窮迫に陥れる同藩が、如何に苦痛を感じたるかは推察に難くない。藩廳はも早や充分に士卒に俸祿を給する事は出来なくなつた。茲に於て藩廳は、武士の土着を恩惠的に許可するが如き態度を改め、却て之を獎勵し、以て財政の窮乏を救はんとするに至つた。即ち寛政元年十月一日に發布せる諸士の在任獎勵の達は次の如くである。

「去る卯年以來一統難義の内近年諸色高値に付小給にて家内多の族月々渡方引足兼難儀に候間男女相應の手作並農事などを以不相凌候ては諸人相増候間之迄致來候族も多くは相止候に付

- 2) 橋村博、津輕藩の原野開墾の大勢(歴史地理三五ノ六)参照
- 3) 要記秘鑑(青森縣史第二卷四四五頁)
- 4) 津輕家歴代記類二(青森縣史第二卷二四二)
- 5) 要記秘鑑(青森縣史第三卷四八四)

古來の通り在住居にて荒地開發手作致し度族有之候は、小身の内役柄により引越仰付られ候間、手人數を以て荒地開發いたし候様尤右の族へ御手當下置れ引越仰付られ候猶又勤番非番等の儀は追々沙汰被仰付候間望の面々郡奉行勘定奉行へ承合候上にて申出候様仰付られ候。

次で寛政二年十月にも右と略ぼ同趣意の獎勵の布令を發したが、未だ組織的に武士の土着が行はれなかつた。翌三年勘定奉行赤石安右衛門、菊池寛司の兩人は、財政整理案を献策し、「要大省法、武士の土着、借金休年」を論じ、殊に武士の歸農土着が、財政整理上最も有效なりとし、その方法を詳述した。併し乍ら多數の武士の中には土着を欲せざるものもあつて、土着政策確立後も、屢々獎勵の布達をなし、遂には一定の武士は土着するの義務あるものとし、最初武士の自發に基きて起りし土着歸農は半ば強制的となつたのである。

二、歸農土着の組織

イ、歸農土着の方法、赤石、菊池兩人の主張

によれば、歸農土着には固より弊害もあるが、十中五の利益があるから、危急の場合己むを得ずとなし、二百石以下の衆士御近習並に勤仕繁き役々の外不殘土着仰付られ、大郷は三四人、小郷は一二人位宛居處を取り交代して勤番さすべし。又御目見以下は御仲間廻の類を除き残り悉く上着せしめ、御給分半減にして勤番を許すこととなつて居る。寛政四年八月以來、屢々土着に關して掟が制定せられたが、八月二十一日の發令中の主なる條項を示せば次の如くである。

一、知行取之面々致在宅候は、知行四ツ物成之積を以地方に被仰付候尤引越之儀知行所之内高之多有之候村所へ引越候様。

一、知行所方々に有之手懸之處は在宅近郷の地にて代地被下元之地面は御引上被仰付候。

一、引越之面々屋敷無之候は、百姓屋敷に居宅取扱致住居百姓屋敷物成は相許候様。

一、地行所惣荒同様にて引越可申手寄無之候は、申出次第代地可被下候。

一、引越の面々御手當被下置候尙又右之外家人數多少により里數次第引越料是又被下置候割合の儀委細勘定奉行へ申付置候。

一、御側廻勤仕へき諸役人之外祿二百石以下之諸士勝手次第願出候様在宅勤番等之御定者追而被仰付候。

一、知行四ツ物成之高に被下置以上者御軍用出銀等者御定法割合之通上納被仰付候。

一、御切取之面々は迄之通廢田及開發在宅願候は、是又可被仰付候尤右開發地は追々御切米高に應じ知行に被召連可被下置候尤夫迄は御切米四步一引にて渡方可被仰付候右之通被仰付候間勝手に相成候面々は願申出候様猶委細之儀者勘定奉行へ申付置候間承合候様。

更に九月九日再び發令したが、その一條項によれば、廢田開發に對しては手當として一反歩につき六升宛の補助米を下附したものの、如くである。又寛政五年二月には、切米取の士は土着せんとするも在方手引なく、廢田住宅を容易に求め得ざるを以て、代官をして之を調査せし

め、以てかゝる下級武士の土着を容易ならしめんとした。切米取の家士にても勤番の繁きものはその子弟をして土着せしむるの办法をも講じ、又餘り小身の者を在宅せしむる事は、兵備上行政上種々の支障を生ずるを以て、その最下限をも定めて居た。即ち最初は知行二百石以下並御切米俵子四十俵三人扶持金六匁三人扶持以上とし、その他の小身は特別の願ある場合のみ之を許す事としたが、後には三十五俵以上の士は土着しうる事となつたようである。

ロ、土着藩士の地位、土着藩士の權利義務關係は從來と根本的に變る所はなかつた。寛政四年九月十四日發令の土着藩士勤仕に關する口達によれば、「跡目相續之儀は勿論其外諸願諸伺之儀諸事は迄之通」と規定してある。而して勤仕交替を行ふも、勤番中在宅の士は弘前城下に居住する事困難なるが故に、所謂「勤番長屋」なるものを建設し、臨時に之に起臥して職務を果す事とした。又勤番に關しては城下との距離を考慮し、或は驛馬を給し、乗物を許してその勤

(頁) 三五七
(頁) 三五八
(頁) 三五九
(頁) 三五〇
二、縣史
三、森縣史
四、青森縣史
五、秘記
六、要記
七、同上
八、同上
九、同上
十、同上

務を容易ならしめんとした。右の如く土着の士は城下の武士と同じく武士として勤番の義務を有したると同時に、更に農民と同じく年貢を納むるの義務を有したが、當初は一定年限の間無年貢としたるのみならず、手當をも下附したのである。

この外在宅藩士の日常生活に關しては種々の規定を設け、教育、家居、交通等一切の事柄に干渉せる違が多く發布せられた。殊に著しきものは土着の藩士と一般農民との婚姻である。寛政五年十月には、「御家中縁組の儀御定も有之候處在宅の面々所縁有之族以來百姓縁談之儀願上可被仰付」と定めた¹⁾、可なり不均合の婚姻も行はれたといふ。併し永遠に武士をして土着せしめ、土に親ましめんと欲せば、この方策を認むるの外はないが、又他面より見れば、武士階級を農民よりも一段上級のものたらしめ、威嚴を以て之に臨まんが爲めには、土農の通婚を禁止しなければならぬ。されば寛政十年土着禁止の行はるゝと同時に、土農の通婚が禁止せられ

たのは當然の事である。

三、武士土着の成果

津輕藩は種々の方策を構じて藩士の歸農土着を奨励したが、その方策實施中幾何の藩士が土着したかは不明である。只寛政五年の調査によれば、在宅の諸士七百九十四戸とある²⁾。當時津輕藩全體の藩士が幾何であつたか手許で調べることが出来なかつたが、在宅戸數は相當大なる割合を占めて居たものと思はれる。藩士が地方に移住した結果、弘前城下町は急激なる變化を生じ、約三十の町は永久に屋敷形潰し、その他多くの町が地區を變更するに至つたといふ³⁾。在宅者の數であつた事は之によつても想像出來よう。かくの如く多數の藩士が在宅し、廢田を開發し荒地を開拓して農業に従事したのであるから、藩廳は彼等の俸祿を支出する事が減じ、他面、農産物の増加となつた事は推察に難くないが、その具體的なことは明かでない。

併し乍ら武士の土着は種々の弊害を齎した。武士がどれだけの弊害に惱んだかは容易に判斷

1) 同書 (同上五四一、五五七頁)
 2) 齋藤長門舊記(青森縣史二卷五五九頁)
 3) 要記秘鑑(青森縣史二ノ五六九頁)

は出來ないが、農民に對する弊害は藩廳が土着武士に訓令したる布達の示す所によつて想像する事が出来る。例へば寛政六年十一月十一日の達によれば、土着武士が農民に對して傲慢にして、農民を苦しめその反感を買つた事が分る。又農民を勝手に使役せし爲め、更には種々の役錢を賦課する等、農民は藏本と地頭とに對し二重の負擔を蒙る事となりて困難した場合が屢々ある。土着武士が如何に不法の行爲をなし、農民を苦しめたかは次の條目が最もよく之を示して居ると思ふ。

「引越以前若心得違我儘之儀も可有之哉と御條目を以嚴重に被仰付候處手作致罷在候族御收米遲成候に付上納之儀に付村役共より申聞候へは却而異議之申分不法之事共に而村方及迷惑候旨尙又開發の儀に付村方へ理不盡之儀申懸も有之或は百姓共へ無理に先納申付右地元諸品代米に書上候に付百姓共上納致間敷旨申候處押而重年貢等申付百姓共及難儀候旨其上人馬等差出せ候儀家作等之節は不得止事を儀尙又相定候公儀

之儀は尤之事に候得其自分田畑手作入用之入夫等取立候族も有之旨相聞得不得之至に候」。

四、武士土着廢止の顛末

津輕藩は種々の方法によつて武士の在宅歸農を奨励したが、その成果は豫期の如くでなく、元來農業に經驗を有せざる武士の事とて、充分の收穫を擧げ得ざりしのみならず、却て農業經營によつて種々の損失を蒙るが如き場合を生じた。それは廳で附近の農民に轉嫁せられ、色々の口實によつて農民を誅求するの結果となり、農民の負擔を増加して藩廳に對する負擔力を減少すると同時に、武士と農民との折合上好ましからぬ影響を及ぼした。茲に於て寛政十年五月二十三日に至り、時の藩主津輕寧親は、武士の在宅歸農策を支持し之を斷行せしめたるの責任者として、老臣牧野佐次郎の役を免じて謹慎を命じ、又この政策の主張者たる御用人赤石安右衛門及び勘定奉行菊地寛司の役儀を召上げ蟄居を仰付け、更に同月二十七日、土着令撤廢の旨を布達した。即ち津輕藩の武士土着令は天明四

年より僅か十五年にして廢止せられたのであ

は、津輕藩の歸農土着制を通しても推論しうるであらう。

荒多御收藏方相減御家中御扶助方難被爲行届格別難儀に及候に付色々沙汰被仰付候處土着には荒地開發等も致往々成立にも相成可申趣に付土着被仰付候、然處兎角成立不申却而難澁廻増之趣達御聽、前々之通り以來弘前住居被仰付候旨被仰出候、尤町割出來之上御手當向之儀は在宅被仰付候節之通り可被下置候とある。之に由て見れば先に數人の役人が免職されたのは、從來より土着政策は封建制度と兩立し得ざるが故に、之を抑止して居たに拘はらず、眼前の利益の爲めに土着を斷行し、然かも失敗に了らしたのは、之等役人の責任であると考へられたからであらう。實際、武士を土着せしむる事は、初めに述べた様に、ある意味に於て封建制度の否定である。併し又武士は永遠 非生産階級として農民階級に發生する事は許されない。茲に武士階級の存立に矛盾があつた。武士階級はどちらの途、滅亡せざるを得ぬ運命にあつたこと